

2009年12月2日

## IFRSの導入と今後の課題

国際会計基準審議会理事 山田辰己

### 1. MOUの完成に向けたFASBとの新たな協力関係

- ・ IASBとFASBは、2011年6月までにMOUプロジェクトに含まれる9つのIFRSの改訂を完成させることで合意している。
- ・ 期限まで2年を切った現状を踏まえ、今後のIASBとFASBの協力関係に関するプレスリリースが2009年11月に公表された。そこでは、2011年6月までのMOUの完成を再確認すると共に、それを達成するための作業計画の見直し内容が述べられている。例えば、毎月ボードメンバーによる合同会議を開催することで合意したことが触れられている。今後、2ヶ月に1度FASBボードメンバーがロンドンを訪れることとし、訪問しないときは、テレビ会議によって意見交換を行い、共同で意思決定を迅速に行うことになる。
- ・ 両者の間には、意見の異なるプロジェクト（金融商品、保険会計及びリースなど）もあるが、何らかの妥協点を見出し、2011年6月までの完成を確信している。

### 2. MOUの完成の重要性

- ・ MOUの改訂版は2008年9月11日に公表されているが、MOUプロジェクトが重要なのは、このプロジェクトの2011年6月までの完成が、SECがIFRSを米国で採用するための条件の一つとなっているためである。
- ・ SECは、2011年にIFRSを採用するかどうかの判断を行う予定であるが、その際に、米国会計基準とのコンバージェンスが進展しているかどうかの判断を行うこととしている。
- ・ IFRSを採用することが決定されれば、2014年から16年にかけて段階的にIFRSが米国企業に強制適用される。IFRSの早期適用も可能である。

### 3. 金融危機対応プロジェクト

- ・ 金融安定化フォーラム（現在は理事会）やG20等からの要請を受けて行っているプロジェクトで、MOUの中に含まれているものは次のとおりである。
- ・ 大きな特徴は、IFRSと米国会計基準との間に主要な差異が残らないようにすべきとの指摘が世界中から寄せられており、できるだけ両者の基準の内容が同一となるようにしようとしている点である。

| プロジェクト         | 検討方針変更提案の内容  |
|----------------|--|
| 金融商品（現行基準の見直し） | <p>2009年4月に開催されたG20の要請に基づき、次の3段階に分け、2009年から2010年下半期までにIAS第39号（金融商品：認識及び測定）の改訂を目指す。</p> <p>(a) 分類及び測定の見直し：2009年11月に最終基準IFRS第9号「金融商品」が公表された。今後の改訂は、IFRS第9号に反映されることになり、最終的に、現行IAS第39号は、IFRS第9号に統合される。</p> <p>(b) 減損会計（発生損失モデル）の見直し：2009年11月に期待損失モデルへの変更を提案する公開草案「金融商品：償却原価及び減損」が公表された。</p> <p>(c) ヘッジ会計の見直し：2009年12月の公開草案の公表。公正価値ヘッジ会計をやめ、キャッシュ・フローヘッジ会計の手法（ヘッジ対象の損益が損益計算書に影響を与える時までヘッジ手段の損益をOCIで繰り延べる方法）をすべてのヘッジ会計に適用する方向で検討することが合意された（この手法は、日本のヘッジ会計と類似している）。2010年下半期での基準化を目指す。</p> |
| 公正価値測定         | <p>米国財務会計基準書（SFAS）第157号の根本的見直しはせず、この基準の考え方を採用する（出口価値、市場参加者の視点、最有効利用及び主要市場の採用）。2009年5月に公開草案が公表された（コメントの締切りは9月28日）。2009年10月から12月にかけて円卓会議を開催し、2010年第3四半期での基準化を目指す（アジアでは、日本で11月27日に開催予定）。</p> <p>2009年10月に、IFRSと米国会計基準において、公正価値は同じ意味を持ち、公正価値測定に関する要求が重要な点について同一であるようにすることが合意された。両基準の要求に差異が生じるおそれがある場合には、両者が協力してそのような要因を解消することになる。</p>  |
| 連結方針           | <p>支配概念に基づく連結範囲の決定（特別目的会社を含む）とサブプライム問題に緊急に対応する開示（オフバランス企業に対して報告企業が有する重要な関与の状況の開示）の強化を目指す。IAS第27号及びSIC第12号の改訂公開草案は2008年12月に公表（2009年3月にコメント締切り）。2009年6月に、認識の中止の公開草案と合わせて、円卓会議を開催した。2009年10月に方針を変更し、米国会計基準との更なるコンバージェンスを目指して、2010年第3四半期までの基準化を目指す（FASBは、2010年第2四半期にIASBの基準案に沿った公開草案を公表する予定）。</p>  |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>認識の中止</p> | <p>I A S 第 3 9 号で規定する金融商品の認識の中止のための基準をより簡素で明確なものとするために、資産及び負債の定義を満たすもののみを財政状態計算書で認識し、満たさないものは認識の中止を行うという原則を用いた改訂を行う。2009年3月に公表された公開草案(コメントの締切りは2009年7月末)では、IASBの提案アプローチと代替的アプローチの2つのモデルが示されている。2009年6月に、連結方針の公開草案と合わせて、円卓会議を開催した。2010年上半期での基準化を目指す。</p> <p><u>(a) I A S B の提案アプローチ (従来のアプローチ2)</u></p> <p>次のいずれかの条件を満たした場合には、資産全体又はその構成要素(下記参照)の認識の中止を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡人が資産に対する継続的関与を有しない。</li> <li>・ 継続的関与がある場合には、譲受人が、自分自身の便益のために資産を譲渡できる実際上の能力を有している。</li> </ul> <p>認識の中止は、原則として、金融資産全体に対して判断するが、ある要件を満たした構成要素(①特定の識別されたキャッシュ・フロー又は②金融資産からのキャッシュ・フローの比例的部分)については、金融資産の一部分の認識の中止を認める。</p> <p>「リンク表示(linked presentation)」は、金融資産の譲渡が行われたものの認識の中止とならず、負債が認識されている場合で、負債の返済が当該資産のキャッシュ・フローに限定されている状況を示すために、注記で両者の金額を開示する形で行われる。</p> <p><u>(b) 代替的アプローチ (従来のアプローチ1)</u></p> <p>譲渡人の視点に立って認識の中止を判断する。譲渡人は、自らの便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローのすべて又はその一部に対するその他のアクセスを現在有していない場合には、資産及びその構成要素(資産の一部であればどのような部分であってもよい)の認識の中止を行う。言い換えると、次のとおりとなる。</p> <p>譲渡人は、自らの便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローのすべてに対するその他のアクセスを現在有していれば、認識の中止を行うことはできない。</p> <p>譲渡後も資産の一部に対するその他のアクセスを現在有しているような譲渡の場合、譲渡によって譲渡前の資産の性質は変わったと考え、譲渡人は、自らの便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローの一部に対するその他のアクセスを現在有していても、一旦全額の認識の中止を行い、その他のアクセスを有している部分を新たに認識</p> |
|--------------|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>し、アクセスを現在有していない部分の認識の中止を行う。また、この譲渡に伴って新たに作り出された資産及び負債があれば、それを認識する。公開草案に対するコメントでは、ほとんどの回答者が代替的アプローチを支持していたため、代替案をベースに基準化を行うことが暫定合意されている。今後検討すべき論点には、①現先の会計処理（売買として処理するのではなく資金の貸借として処理すべきとの指摘がある）及び②部分譲渡に伴う売却損益の認識の会計処理（部分譲渡時に売却損益を認識することは大東ではないとの指摘）などがある。</p> <p>さらに、米国会計基準との一層のコンバージェンスを図ることを求める意見も多く、今後、代替アプローチを基に、FASBと共同して、よりコンバージェンスを達成するための方策を検討する。</p> |
|--|--|

#### 4. SECの動向

- ・ SECは、2008年11月に、米国の上場企業に対してIFRSを強制適用（IFRSのアドプション）するためのロードマップを示したプロポーシング・リリース（proposing release）を公表し、その後2009年4月にコメントを締め切っている。現在は、コメントの分析中である。
- ・ 最近は、積極的な公式発言はないが、IFRS採用の方向性は不変と理解されている。

#### 5. IASBと日本との関係

- ・ 我が国は、IFRS作成の議論に早い段階から関与する必要があるため、設定されたIFRSを採用することを前提とした建設的な貢献が必要である。
- ・ IASBが将来検討するであろうテーマに関する事前の調査研究などを引き受けることによる関与、IASB事務局への人材派遣、IFRIC、SAC、さらに各種のワーキンググループへの参画・関与による貢献も考えられる。
- ・ 世界基準であるIFRSが置かれている政治的な関係を理解する必要がある（理論的な基準作りがいつも可能というわけにはいかない）。
- ・ IFRS作成に関するいろいろな判断をするためには、世界情勢に関する最新の情報を入手するための独自の情報源が必要であり、ASBJのみならず、日本経団連、日本公認会計士協会などが、直接海外の関係者とのより密接な関係を構築する必要がある。世界の情勢に関する情報のないまま、方向性の間違った判断が行われなければならないようにする必要がある。その意味で、IASBボードメンバーの2名への拡大、実質的に機能するスタッフの派遣、IASBプロジェクトを引き受けるなどの活動は有効と思われる。

- ・異なる考え方が存在しており、どちらが概念的に優位であるかはっきりしない場合には、I F R Sの内容が妥協的になることがあり、日本の主張が100%通るとは限らない。
- ・A S B JとI A S Bとの間の定期協議において、日本が今後I F R Sを導入するにあたり遭遇するであろう問題に対して、I F R I C担当ディレクターが対応することが合意された。その第1号として、退職給付信託が取り上げられることとなったが、このようなメカニズムを通して、日本の実務問題に対するI A S Bの理解を深める必要がある。
- ・今後アジア諸国がI F R S導入へ向けて動き出すが、我が国がアジアにおけるI F R S普及の核となって活動し、経済力に見合った国際貢献をすべきである。

## 6. 経営者の意識の変革

- ・I F R Sの導入は、企業の会計方針の明確化を要求するので、経営者が会計方針を見直す必要がある（例えば、財務諸表の表示プロジェクトにおける、「営業」と「投資」の区分）。
- ・連結グループ全体の会計処理の統一が必要となる（連結ベースでの会計処理マニュアルの整備など）。
- ・そのためのI T投資の必要性（その際には、X B R Lへの対応なども考慮する必要がある）。
- ・I F R Sを理解できる経理要員の育成（I F R Sの原文が英語であるため、英語が理解できる必要がある）。
- ・I F R Sで用いられている概念は、コンバージェンスのプロセスを経て、日本基準にほとんど反映されているので、技術的な面で新たに学ぶことは少ない。しかし、概念フレームワークなど、I F R Sの背景にある考え方は、日本基準と同じではないので、それらへの理解が必要である（例えば、I F R Sでは、資産や負債の測定を重視する規定が多い）。

## 7. その他

以 上